

滝上町国民健康保険診療所改築基本構想（案）のパブリックコメントの実施結果について

番号	意見等の要旨	町の考え方
1	童話村のまちづくりを意識した外観、色彩に配慮した建物をお願いしたい。	町の公共施設であることから、このコンセプトに沿った建物となるよう検討します。
2	コロナ禍やインフルエンザ流行期における入院患者との面会の設備について、これからは、ガラス越し又は大きな画面で家族に面会ができる設備が必要と思います。	<p>これまでコロナ禍やインフルエンザ流行期において入院患者と家族との直接的な面会は感染防止の観点から禁止していますが、リモートによる面会は病室とロビーや会議室を結んで行っています。</p> <p>しかし、患者のご家族の方の中には、周りの人が気になって落ち着いて話すことができない方もおられると思いますので、これらに対応した場所を提供出来るよう考慮します。</p>
3	医師確保は大変だと思いますが、小さな子供が発熱したり、風邪をひいたときに診察してもらえると子育て世代にとって大きなプラスになると思います。	小さな子供（乳幼児等）については、小児科を標榜している病院等への受診を以前からお願いしていますが、今後の医師確保の取り組みにおいて考慮します。
4	内視鏡検査ができるようにしてほしい。	<p>今後の医師確保の取り組みにおいて考慮します。</p> <p>なお、紋別市内の医療機関と連携をして医師の派遣などをしていただき検査するという方法も考えられるので、今後検討していきます。</p>
5	独立した身障者用トイレ、乳児のおむつ交換できるところを作ってほしい。	北海道福祉のまちづくり条例に沿って、バリアフリートイレを設置します。

6	<p>バスで来院された患者のため、バスを待っている間の待合室のようなところを設置してほしい。</p>	<p>設置に向けてバス会社等関係機関と検討します。(屋内、屋外を含めて。)</p>
7	<p>休日の救急医療の体制を確保してほしい</p>	<p>看護師不足により時間外診療の一部を休止しています。1日も早く時間外診療の完全実施に向け看護師等の確保に引き続き取り組んでいきます。</p>
8	<p>国からの運営費に対する補助金が無くなった場合の運営方針、補助金以外の理由で運営不能となった場合入院設備が必要なくなり、無駄な投資となるのでは。</p>	<p>国から有床診療所を有する自治体に交付される交付税の単価は近年増加傾向にあります。</p> <p>さらに運営費に対する補助金は国の省令に基づき交付されるもので、今後交付単価の増減は考えられますが補助金自体が無くなることは想定しておりません。</p> <p>また、本年5月に実施しました住民説明会の資料で令和9年度までは有床の診療所として運営できる見通しがたったとの説明を行いました。この理由は、令和元年度に設置しました「あり方検討委員会」でのシミュレーションが令和9年度までとなっていたことにより、これとの比較をするため令和9年度までのシミュレーションとなりました。広報たきのうえ7月号のとおり今後シミュレーションと決算状況を毎年度検証し、町の財政的、また病床を維持していける看護体制が整っていれば令和10年度以降も有床で運営していく方針としております。</p> <p>なお、将来的に入院患者が減少することも想定し、基本構想(案)にもありますように、他の制度等の活用も視野に入れ整備します。</p>

9	<p>現状でも医療スタッフが不足している中、今後のスタッフ確保の確証がない中で、施設整備を行うのは疑問に思う。</p>	<p>上記に記載のとおり今後は病床を維持していく方針であることから、依然厳しい状況ではありますが、看護師等の確保に努めていきます。</p>
10	<p>患者数の減少理由、診療報酬が増えない理由を細かく洗い出す必要があるのでは。(高齢者や交通手段を持たない人のために往診、訪問診療を今すぐ始めるべき)</p>	<p>これまで患者数減少の大きな要因として人口減少を理由としておりましたが、町内唯一の有床医療機関であることから今後はこれまで以上に町民のかかりつけ医としての取り組みを行います。</p> <p>なお、訪問診療は現在も行っていますが、増加するニーズに対応するための体制作りに取り組んでいきます。</p>
11	<p>現町長は今季限りで勇退とのことなので、改めて新しい町長が町民の意向を踏まえ新築を含む医療体制を考えるべきと思う。</p>	<p>スプリンクラーの設置期限が令和7年6月末日となっており、建て替えか既存の建物にスプリンクラーを設置するかについての検討を早急に行った結果、建て替える方針としたことにより、建て替えに必要な時間を考えると今すぐ着手しなければ間に合わないと判断しました。</p>
12	<p>平成28年に消防が改正されてから今まで手を付けなかった理由は何か。</p> <p>国からの運営費に対する補助金の有無が判明しないのであれば、スプリンクラー設置は多少の不都合があっても、経費を節約した設置方法を探るべきと思う。</p>	<p>令和元年度に町は、あり方検討委員会を設置、また議会においても国保病院運営等調査特別委員会が設置され、今後の病院の方向性などについて検討、調査が行われました。これら委員会からの報告では無床診療所を視野に入れ、有床の診療所として運営することなどが報告されました。</p> <p>しかし、無床に向けた取り組みの中で、本町の生活圏の中の医療機関の病床廃止や縮小などがあり町は本年6月に無床から有床への方針に転換しました。</p>

		<p>無床の診療所であればスプリンクラーの設置義務もなく、建て替えについての議論も時間をかけて行うことが出来ましたが、有床の診療所として運営することになったため、建て替えか既存の建物にスプリンクラーを設置するかの検討を早急に行いました。</p> <p>既存の建物にスプリンクラーを設置する工事費として1億5千万円以上の経費が必要との試算となり、これに対する補助金はありますが、補助金を活用することにより、しばらくの間今の建物を使用すること、また、工事期間中の入院患者の移動、さらに外来患者に対する診療の問題、老朽化、狭隘化の問題などがあり町の方針として、建て替えることとしました。</p>
1 3	6月に有床化を決定し、スプリンクラーの設置、これを理由に改築計画とはあまりにも唐突すぎに感じる。	番号12のとおり。
1 4	スプリンクラーの設置に係る見積、設置期限の許容範囲、また他の方法等検討の余地は無いのか。最寄りの医療機関との移動時間の算定方法、まちづくりビジョンにおけるゾーンの設定は理由次第で変更可能では無いか。改築ありきの理由としか思えない。	スプリンクラー設置に係る経費としては概算で1億5千万円以上の経費が必要との試算が出ています。また設置期限については、国の法令改正によるもの、最寄りの医療機関との移動時間の算定方法も国の交付要綱で定められており、決して改築ありきの話ではありません。
1 5	旧中学校跡地などに福祉施設を含め同じ敷地内に建て替えを行った方が安心で、緊急時には救急車の要請をすることなく診療が受けられるのでは。	候補地については町有地の中で検討した結果、補助金の交付額の減少、医師住宅等の新築にかかる経費等を考慮し、基本構想（案）の建設予定地が最も望ましいと判断い

		<p>たしました。</p> <p>なお、福祉施設とは引き続き連携し、安心して医療が受けられる体制づくりを行っていきます。</p>
--	--	--